

神戸大学附属小学校 いじめ防止基本方針

※この規定は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定めたものです。

1 「学校いじめ防止基本方針」策定の意義

本校は、神戸大学の附属学校として大学の教育理念を踏まえ、国際的視野を持ち未来を切り拓くグローバルキャリア人としての基本的な資質の育成をめざした教育を推進しています。

その教育目標を達成する過程において、全ての児童が安心して学習し、実りある学校生活を送ることができる環境を整えることは学校の責務です。そのため、本校では、この「学校いじめ防止基本方針」を定めることにより、いじめを未然に防止し、いじめを認知した場合は適切かつ早急に対応できる環境の構築をめざします。

2 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その生徒の心身の健全な成長及び人格の形成を阻害し、ひいてはその生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれを伴います。また、いじめが助長される環境においては、いじめを受けた児童の尊厳を保持することができず、本校のめざす教育目標の達成は不可能です。我々全教職員は、この点に留意し、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を共有することによって、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 適応支援委員会の位置づけ

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長直属の組織として適応推進会議（校内）を設置します。また、個別の案件に早急に対応するため適応支援会議（校内）のもとに案件に応じた個に応じた対応チームを置きます。

(2) 適応支援会議（校内）、個に応じた対応チームの構成

ア 適応支援会議（校内）の構成

全教員、スクールカウンセラー、校長が必要と認めた者（必要に応じて神戸大学のスーパーバイザー）

イ 個に応じた対応チームの構成

担当主幹、生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学年団、校長が必要と認めた者

(3) 適応推進会議の業務

関係機関との連携、全体計画の策定、各種マニュアル整備、研修企画・運営、記録の作成・管理等

4 いじめの未然防止に対する日常の取組

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るため本校では以下の取組を行います。

(1) わかる授業の実践

関心意欲を大切にしながら、誰もが見通しをもち、児童同士の対話を重視した学習等を実施し、児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努め、同時に児童相互の価値を尊重する授業をめざします。

(2) 学校行事の充実

宿泊活動、スポーツデーなどの表現活動等を通じて、他者との関わり方を学び、コミュニケーション能力を育成する活動の充実を図ります。

(3) 学級経営・道徳教育の充実

学級活動や道徳の時間の中で、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気づかせたりする活動を体系的・計画的に取り入れることによって児童の自己有用感や自尊感情を育みます。

(4) インターネット対策

学級活動や授業を通じて児童の情報モラル教育を推進します。授業中に情報関係機器を多用しながら、情報モラルの向上にも努めます。

5 いじめの早期発見に対する取組

- (1)教員一人一人がいじめに対する本校の基本的な考え方を理解し、日頃から授業等で児童の行動、心情及び家庭状況等に注意を払うとともに、必要に応じてアンケート等の調査を実施します。
- (2)教員のみならず、スクールカウンセラー、メンタルフレンドを活用し、日頃から授業等での児童の様子を観察し、記録を集積します。
- (3)スクールカウンセラーによる教育相談を実施します。必要ならば外部の専門家の助言を受け対応します。

6 いじめに対する早期対応

いじめのおそれがある場合は、個に応じた対応チームを速やかに編成し、情報収集（児童、保護者等から）・対応に努め、必要ならば適応支援会議（校内、大学）を招集します。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(イ) 児童が自殺を企図した場合

(ロ) 身体に重大な障害を負った場合

(ハ) 金品等に重大な被害を被った場合

(ニ) 精神性の疾患を発症した場合等

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、従来の対応に加え、理事・副学長を議長とする対策会議（大学）を開催し、事態の内容や必要性に応じて、神戸大学の専門家や、外部の関係機関と連携して詳細な調査と適切な対応策を協議するとともに、神戸大学長を通じて文部科学大臣に報告します。

【参考】いじめ防止対策推進法第2条第1項（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。